

子どもたちの活動を
地域で支える

しそカツへ！

第一次募集
令和8年7月1日
～
9月30日

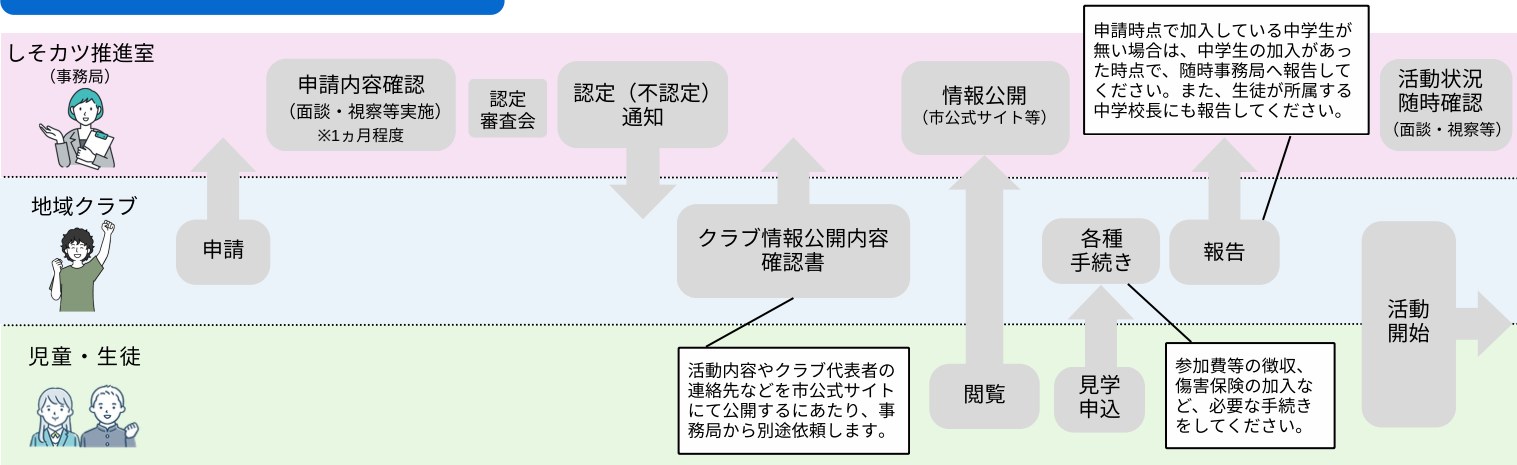
栄栗市認定地域クラブ
団体募集！！

募集スケジュール

本格実施に向けてスムーズに地域へ展開できるよう、活動の受け皿となる地域クラブを増やし、子どもたちの選択肢拡大をめざします。

	R8年度	R9年度	R10年度 10月	R11年度	R12年度	R13年度
中学校	学校部活動（R10年10月まで）※3年生の引退をもって終了					
	第一次募集 7/1～9/30		第二次募集 ※ 10月頃～12月頃			
栄栗市	認定状況によって 随時追加募集※					
地域クラブ	実証事業および先行実施		地域クラブ活動本格実施			
※認定状況によっては、募集種目を制限する場合があります。						

申請から活動開始までの主な流れ



申請方法

右記QRコードから、必ず認定要綱を確認のうえ、各種様式をダウンロードいただき、必要書類をまちづくり推進課（地域クラブ活動推進室）へ提出してください。



認定要件やよくある質問は裏面をご覧ください。

(1) 学校部活動が担ってきた**教育的意義を継承・発展**させた活動であり、**生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること**

1. 参加を希望する生徒(※1)を広く受け入れ、選抜等を行わない。
2. 勝敗や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する。
3. 生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てる活動とする。
4. 競技力強化等の観点から生徒の引き抜き等を行わないこと。

(※1) 小学生や高校生、大人等多世代の活動も含む。また、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて参加できること。

(2) **適切な活動時間や休養日**が設定されていること

1. 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内の活動を基本に、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とし、週2日以上以上の休養日を設ける。
2. 毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し公開する。(市公式サイトにて公表予定)
3. 参加生徒の所属する学校の試験や行事前は活動を控えるなど、生徒の心身の成長に十分に配慮した活動計画を策定する。

(3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、**可能な限り低廉な参加費等が設定**されていること

1. 国が示す参加費等の金額の目安(※2)を踏まえつつ、クラブの実情や競技種目等の特性等に応じて、活動を持続的、安定的に運営していくために必要な範囲で設定し公開する。(市公式サイトにて公表予定)

(※2) 休日週1回、月4回程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度

(4) **適切な指導の実施体制**が確保されていること

1. 指導者等(指導や指導補助、見守り等を行う人材)は少なくとも2人以上確保し、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等は決して行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約する。
2. 市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わる。

(5) **適切な安全確保の体制**が確保されていること

1. 参加者及び指導者等は、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入する。
2. 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底する。
3. 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行う。

(6) **適切な運営体制**が確保されていること

1. 規約等(※3)を作成し公表する。(市公式サイトにて公表予定)
2. 関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営を行う。
3. 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行う。
4. 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

(※3) 「団体の目的」「役員(代表、副代表、会計、監事)の選任等に関すること」「総会の運営など団体の意思決定に関すること」「会員の入退会や参加費に関すること」「予算決算の審議承認に関すること」等を含む内容とすること。なお原則として、代表、副代表、会計及び監事は互いに兼ねることはできない。

(7) **学校との連携**が適切に行われていること

1. 地域クラブの活動方針や指導方針、スケジュール等について、生徒の在籍する中学校と共有する。
2. 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有するとともに情報を適切に管理する。(※4)
3. 活動場所として学校施設を活用する場合や、希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行う。

(※4) 地域クラブへの入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、保護者の同意を得ておくこと。

認定に関するよくある質問

Q: 認定されたクラブと、それ以外のクラブとは何が違うのですか?

A: 市が定めている認定要件を満たすか満たさないかの違いですが、市の認定を受けた地域クラブは、中体連などの公式戦出場にあたり特例措置を受けられたり、学校施設等の優先的な利用が可能となります。また、各種公的支援を受けられるよう、検討を進めています。なお、認定されない(または認定を希望しない)クラブであっても、中学生の参加が可能なクラブについては、「連携クラブ」として協力いただくことも検討しています。

Q: 指導者として特別な資格がなくても申請できますか?

A: 指導者資格の有無によって認定の可否を判断することはありませんが、各種大会に出場を希望する場合、競技種目によっては指導者資格が必要なことがありますので、各自で確認してください。

Q: 1週間あたりの活動時間が11時間程度ということですが、それより少なくとも問題ありませんか?

A: 問題ありません。活動内容によっては、週1回程度の実施ということも考えられます。

Q: 大会やコンクールに出場することは認定の要件ですか?

A: 認定要件ではありません。必ずしも大会やコンクールに出場することが目的ではなく、生徒の居場所づくりや、勝敗にこだわらない活動も、地域クラブならではの活動です。

Q: 役員(代表、副代表、会計、監事等)は必ず置かなければなりませんか? また、指導者と兼ねることもできますか?

A: 団体の持続的・安定的な運営、また適切なガバナンス機能を確保するためにも、必ず設置してください。なお、指導者が役員を兼ねることは可能です。

Q: 学校との連携とは、具体的にどのようなことをすればいいですか?

A: 地域クラブ参加生徒が所属する学校に対して、活動計画(練習曜日や大会日程がわかるもの)を提出するとともに、学校の年間行事(テスト期間や修学旅行の日程など)に配慮して毎月の練習計画を立てること、また、中体連登録を地域クラブから申請する場合は、学校長へ報告するなどが必要です。

